

令和6年12月11日

総務産業常任委員長 田村大治郎様

総務産業常任委員 西村良一

議案第9号 長門市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例に対する附帯決議

下記のとおり附帯決議を提出します。

記

議案第9号 長門市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例に対する附帯決議

消防団は、火災や台風・豪雨等あらゆる災害から住民の生命及び財産を守る地域防災の要であるが、全国各地で災害が多発化・激甚化する一方で、消防団員数は著しく減少している。本市の消防団員数は、令和6年4月1日現在で 927 人であり、消防団員定数を 1,070 人と定めた平成 22 年度以降、現在まで定数に達する事はなく、減少を続けていることから、消防団の充実強化に向け、被用者、女性、学生を含む幅広い住民の加入促進が必要である。

本条例改正案は、現在の団員数に即した条例定数に改めること及び、団員数の減少に伴う地域防災力の低下を防ぐため、団員の処遇改善により、将来にわたる団員の確保と地域防災力の維持を図ることを目的としている。報酬等の処遇改善は、団員の士気向上や家族等の消防団活動への理解を得るために不可欠であることから、令和3年4月13日付「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の通知に沿った年額報酬及び出動報酬の、国の基準に定める標準額への引き上げは重要である。

このことから、条例改正案における消防団員の年額報酬及び出動報酬の引き上げについては評価するものであるが、一方で、報酬が減額、或いは職務の違う役職において報酬額が同一となる改正も一部で見られた。

よって、地域防災力の中核として重要な役割を果たす消防団の処遇改善については、市長の政治理念に沿った「市民のいのちと生活を守る」観点から、以下の点について早期の検討を求めるものである。

1. 消防団の事務を統括し、部下団員を指揮監督する消防団長の年額報酬について、活動の実態に応じた適切な報酬となるよう検討すること。
2. 副部隊長及び班長の報酬について、職務の差が報酬に反映されるよう検討すること。

以上、決議する。